

瑞穂監第21号
平成28年10月11日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
藤橋礼治様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀武

財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）の平成 27 年度の財政援助（補助金）に係る出納その他出納に関連した事務の執行について監査を行った。なお、監査の実施において必要と認められた場合は、平成 26 年度以前及び平成 28 年度の財政援助についても対象とした。

平成 27 年度 瑞穂市社会福祉協議会補助金 53,137,018 円

2 監査の実施期間

平成 28 年 5 月 26 日（木）から平成 28 年 8 月 8 日（月）まで

3 実施した監査手続

社会福祉協議会における上記補助金に係る出納その他出納に関連した事務の執行について、同会が保管する出納関係帳票その他関係書類の確認及び職員に対する質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、地域福祉高齢課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 社会福祉協議会の概要

(1) 事業概要

社会福祉協議会は、平成 15 年 7 月に穂積町・巢南町の二つの社会福祉協議会の合併により誕生した団体で、「社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）」に基いている。

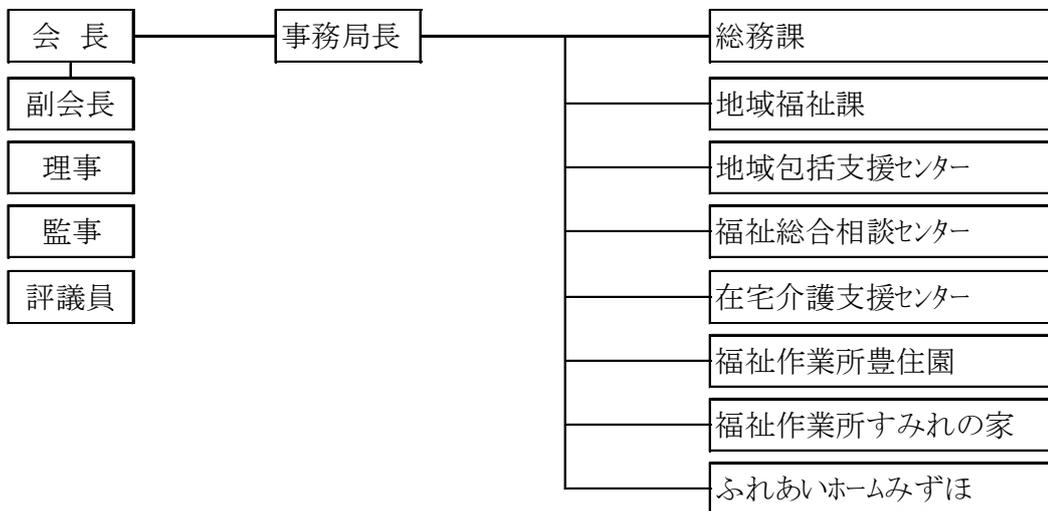
瑞穂市社会福祉協議会定款（以下、「定款」という。）では、「瑞穂市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。」を目的とし、その目的を達成するために次の事業を行うとしている。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 前 3 号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑧ 地域包括支援センター事業

- ⑨ 老人福祉センターの管理
- ⑩ 福祉総合相談センター事業
 - ア. 各種相談支援事業
 - イ. 生活困窮者自立支援事業
 - ウ. 生活福祉資金貸付事業
 - エ. 福祉サービス利用援助事業
- ⑪ 在宅介護支援センター事業
- ⑫ ボランティアセンター事業
- ⑬ 生活支援体制整備事業
- ⑭ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(2) 組織

社会福祉協議会より提出された資料によると、組織図は次のとおりである。



定款の規定により、社会福祉協議会には会長 1 名、副会長 2 名、理事 15 名、監事 3 名の役員が置かれている。また、同第 20 条の規定により事務局が置かれており、事務を処理するため、事務局長 1 名、総務課、地域福祉課、地域包括支援センター、福祉総合相談センター、在宅介護支援センター、福祉作業所豊住園、福祉作業所すみれの家、ふれあいホームみずほが配置されている。

職員は、平成 28 年 5 月 31 日時点において、正職員 26 名、派遣職員 1 名、日々雇用 16 名、パート 16 名の計 59 名で構成されている。

(3) 収支状況と財政状態

社会福祉協議会の会計処理は、平成 26 年度より社会福祉法人会計基準（平成 23 年基準）に基づき行われており、収支状況と財政状態は、次のとおりである。

①収支状況

資金収支計算書

(単位:円)

勘定科目		平成27年度	平成26年度	増減
事業活動による収支	収入			
	介護保険事業収入	49,129,860	47,353,060	1,776,800
	会費収入	12,222,000	12,032,000	190,000
	分担金収入	1,584	7,920	△ 6,336
	寄附金収入	821,022	888,278	△ 67,256
	経常経費補助金収入	71,599,222	74,767,578	△ 3,168,356
	受託金収入	22,022,220	2,956,713	19,065,507
	事業収入	328,302	500,007	△ 171,705
	貸付事業等収入	571,000	522,100	48,900
	就労支援事業収入	8,844,134	8,566,098	278,036
	障害福祉サービス等事業収入	72,628,176	72,821,196	△ 193,020
	受取利息配当金収入	78,523	80,974	△ 2,451
	その他の収入	1,616,081	536,672	1,079,409
	事業活動収入計(1)	239,862,124	221,032,596	18,829,528
	支出			
	人件費支出	170,663,729	150,792,490	19,871,239
	事業費支出	37,971,964	30,613,407	7,358,557
助成金支出	2,083,935	2,224,952	△ 141,017	
事務費支出	21,054,720	18,935,107	2,119,613	
就労支援事業支出	9,834,534	9,236,098	598,436	
その他の支出	1,173,689	443,420	730,269	
流動資産評価損等による資金減少額	7,000	—	7,000	
事業活動資金収支差額(2)	242,789,571	212,245,474	30,544,097	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 2,927,447	8,787,122	△ 11,714,569	
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等収入計(4)	0		0
	支出			
	施設整備等支出計(5)	1,856,628	4,373,985	△ 2,517,357
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 1,856,628	△ 4,373,985	2,517,357	
その他の活動による収支	収入			
	その他の活動による収入	13,044,210	5,719,100	7,325,110
	その他の活動による収入計(7)	13,044,210	5,719,100	7,325,110
	支出			
	長期貸付金支出	535,000	500,100	34,900
	積立資産支出	458	454	4
その他の活動による支出	9,022,375	8,540,305	482,070	
その他の活動支出計(8)	9,557,833	9,040,859	516,974	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	3,486,377	△ 3,321,759	6,808,136	
予備費支出(10)	—	—		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 1,297,698	1,091,378	△ 2,389,076	
前期末支払資金残高(12)	17,866,339	16,774,961	1,091,378	
当期末支払資金残高(11)+(12)	16,568,641	17,866,339	△ 1,297,698	

平成27年度は、生活困窮者支援事業等の受託事業に伴い、人件費支出も増加した。当期資金収支差額の合計は、1,297,698円の赤字となり、当期末支払資金残高は16,568,641円に減少している。

②財政状態

貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	48,084,735	45,659,156	2,425,579	流動負債	31,516,094	27,792,817	3,723,277
現金	80,000	80,000	0	事業未払金	30,326,792	26,635,981	3,690,811
預貯金	30,058,322	29,842,841	215,481	預り金	1,144,302	1,105,836	38,466
事業未収金	17,439,192	15,263,060	2,176,132	前受金	45,000	51,000	△ 6,000
前払金	507,221	473,255	33,966	固定負債	65,032,291	62,751,734	2,280,557
固定資産	356,442,963	370,907,182	△ 14,464,219	退職給付引当金	65,032,291	62,751,734	2,280,557
基本財産	157,321,307	164,849,626	△ 7,528,319	負債の部合計	96,548,385	90,544,551	6,003,834
建物	201,489,824	201,489,824	0				
定期預金	3,000,000	3,000,000	0				
減価償却累計額 △	47,168,517	39,640,198	7,528,319				
その他の固定資産	199,121,656	206,057,556	△ 6,935,900	純資産の部			
建物	1,443,200	1,443,200	0	基本金	4,055,250	4,055,250	0
構築物	236,541	236,541	0	基本金	4,055,250	4,055,250	0
機械及び装置	133,920	0	133,920	国庫補助金等特別積立金	120,104,640	128,117,229	△ 8,012,589
車輛運搬具	36,283,111	39,909,111	△ 3,626,000	国庫補助金等特別積立金	120,104,640	128,117,229	△ 8,012,589
器具及び備品	21,562,012	22,191,170	△ 629,158	その他の積立金	122,934,414	122,933,956	458
減価償却累計額 △	49,841,575	51,816,809	△ 1,975,234	その他の積立金	122,934,414	122,933,956	458
ソフトウェア	2,032,763	3,015,602	△ 982,839	次期繰越活動増減差額	60,885,009	70,915,352	△ 10,030,343
長期貸付金	360,500	396,500	△ 36,000	次期繰越活動増減差額	60,885,009	70,915,352	△ 10,030,343
退職手当積立基金預け金	52,312,940	55,496,790	△ 3,183,850	(うち当期活動増減差額)	△ 10,029,885	1,322,573	△ 11,352,458
退職給付引当資産	11,609,850	12,197,515	△ 587,665				
運営基金積立資産	100,000,000	100,000,000	0				
施設整備基金積立資産	16,040,000	16,040,000	0				
ボランティア基金積立資産	5,000,000	5,000,000	0				
福祉作業所すみの家基金積立資産	1,504,252	1,503,877	375				
福祉作業所すみの家基金積立資産	390,162	390,079	83				
長期預け金	53,980	53,980	0	純資産の部合計	307,979,313	326,021,787	△ 18,042,474
資産の部合計	404,527,698	416,566,338	△ 12,038,640	負債及び純資産の部合計	404,527,698	416,566,338	△ 12,038,640

平成 27 年度の資産は、404,527,698 円で前年度末に比べ 12,038,640 円 (2.9%) 減少している。負債は、96,548,385 円で前年度末に比べ 6,003,834 円 (6.6%) 増加している。純資産は、307,979,313 円で 18,042,474 円 (5.5%) 減少している。純資産の部の次期繰越活動増減差額は 60,885,009 円で、そのうち当期活動増減差額は 11,352,458 円 (14.1%) と、前年度に比較し大きく減少した。

(4) 補助金について

市から社会福祉協議会に対して交付している補助金の推移は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	予 算		補助金額		予算残額(E) (不用額) (B)-(D)	執行率 (D/B) (%)
	当初予算額(A)	最終予算額(B)	当初決定額 (C)	確定額(D)		
28	67,958,000	—	67,958,000	—	—	—
27	72,016,000	66,090,000	72,016,000	53,137,018	12,952,982	80.4
26	65,237,000	65,237,000	65,237,000	52,987,752	12,249,248	81.2
25	72,066,000	66,168,000	66,168,000	53,266,564	12,901,436	80.5

社会福祉協議会に対する市の当初予算は、毎年約 6,500 万円から 7,200 万円の間で推移している。これに対し、各年度の補助金の確定額は約 5,300 万円であり、予算の執行率は 80.4 から 81.2%と低く推移している。

平成 27 年度においては、3 月補正予算で 5,926 千円の減額補正が行われたが、社会福祉協議会からの補助金は、さらに出納整理期間に入り、12,952,982 円返還がされている。返還額の総額は、18,878,982 円となり、非常に多額の補助金返還となった。

(5) 社会福祉協議会に対する結果と意見

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	補助金について	平成 27 年度に収入した補助金は、66,090,000 円である。しかしながら、不用となり平成 27 年度に市に返還した補助金の額は、12,952,982 円となっている。また、平成 25 年度では 12,901,436 円、平成 26 年度では、12,249,248 円が不用となり、1 四半期以上となる多額の補助金が、この数年の間、毎年返還されている。	①この数年間、毎年、1 四半期以上の補助金を市へ返還していることから、今後は、補助金の積算について適切に見積もるとともに、計画的な人員の確保及び事業の実施並びに有効な補助金の活用を徹底していただきたい。 ②今後の事業内容は、ますます、多種、多岐にわたり、増加が予測される。補助事業であるのか受託事業として実施することが適切であるのかを根本的に見直しを行うとともに、当市の福祉ニーズの動向を踏まえ、「今後の社会福祉協議会がどうあるべきか、どうするべきか。」を常に模索し、効率的かつ健全に事業を展開していただきたい。
2	派遣職員に対する手当の支給について	平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 2 年間にわたり、市との間で人事交流があり、双方の職員が派遣となっていた。 市からの派遣職員は、平成 26 年 4 月 1 日付けで総務課長として辞令が発令されており、管理的地位にある職員として職務を行っていた。しかしながら、この職員には、管理職手当の支給はなく、時間外勤務手当の支給がされていた。	当該職員は、管理的地位にあったことから、管理職手当を支給するべきである。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	福祉作業所の経営について	福祉作業所すみれの家事業会計において、平成 25 年度においては 8,037,737 円、平成 26 年度においては 7,056,798 円と、それぞれ大幅に赤字を生じていた。平成 27 年度においては、236,237 円と大幅に赤字を減らしたものの、平成 28 年度の当初予算では、1,782,000 円の赤字を見込んでいる。	利用者の確保を行うことは勿論のこと、新規の仕事の開拓や受注先の拡大、自主製作商品の開発及び工夫、商品の P R、販路拡大など増収確保策を講ずるとともに、常に適切な経費の削減を念頭に、黒字安定経営に資するように努めていただきたい。
4	基金について	社会福祉協議会においては、運営基金として 100,000,000 円、施設整備基金として 16,040,000 円、ボランティア基金として 5,000,000 円を保有しているが、平成 25 年度期首から、平成 27 年度期末にかけて各基金の残高に変動はない。	福祉作業所の赤字補填のために、市からの補助金が充当されていた。資金に不足が生じる場合は、補助金を安易に要求するのではなく、まずは、社会福祉協議会が保有している基金 1 億円より取り崩し、運営資金に充てるべきである。
5	会費等の自主財源の増収について	平成 27 年度の会費収入は、12,222,000 円であり、平成 27 年の自治会加入世帯数 14,232 世帯（1 世帯 1,000 円）からすると、大きく不足している状況にある。 平成 25 年度の会費収入は、12,356,000 円、平成 26 年度においては、12,032,000 円の収入であり、低い水準で推移している。	対象世帯数に対し、会費収入が過少である。社会福祉協議会自身も貴重な財源であるとの認識であるため、自治会任せにせず、自助努力をし、地域福祉の重要性などを十分周知し、会員の増加、会費の増収に尽力するべきである。
6	福祉協力校等事業助成金について	福祉協力校等事業助成金交付要綱に基づき、申請内容が適正である場合、市内協力校として、幼稚園、保育所及び保育教育センターには 5 万円、小学校及び中学校には 10 万円を上限に助成がされている。 書類を確認したところ、花の苗の購入費やコピー機のインク代等の購入費が申請され、助成されていた。	福祉協力校に支給されている助成金の事業内容には、校内の花の苗の購入費などに対する助成もなされており、要綱どおりとはいえ、適切とはいえない。不適切な要綱を改正するとともに、社会福祉協議会の職員が各学校で講演を行うなど、福祉教育の啓発を積極的に行っていただきたい。
7	規程等の整備について	職員給与規程中において、条番号誤りや規定されていない手当の支給がなされていた。	規程には、補助金の支給対象も含まれているため、適正に整備を行うべきである。

(6) 地域福祉高齢課に対する結果と意見

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
8	補助金等 交付要綱 の規定の 見直し等 について	<p>瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱では補助対象経費を、「他の法令の補助対象を除く人件費、活動費」と規定している。人件費としては、職員俸給、職員諸手当、職員賞与等に、活動費としては、心配ごと相談事業、顧問弁護士料、社会保険労務士料、会計士料などに補助金が充てられていた。</p> <p>また、社会福祉協議会に対する結果でも述べたが、毎年1四半期以上の多額の補助金が返還されている。当初予算の積算も過大となっていた。</p>	<p>①平成22年度に実施した監査の際にも言及しているが、瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱の「人件費」、「活動費」の内容及び範囲等が曖昧である。</p> <p>このため、担当課では詳細の把握が困難となっている。この規定を明確にすることにより、担当課による予算積算の精査及び使途の確認などが行い易くなり、この数年に生じた多額の補助金返還の抑止にもつながると考えられるため、積算根拠が明確となるよう規定を改正するべきである。</p> <p>②担当課においては、今後の当市の福祉動向を的確に把握し、地域に根ざした存在である社会福祉協議会を有効に活用、並びに支援し、地域福祉の向上を図るべきである。</p>
9	公文書の 所在不明 について	<p>平成25年度及び平成26年度の社会福祉協議会に対する補助金に係る公文書が、所在不明となっている。</p>	<p>平成27年4月に福祉部門の組織改編により、地域福祉高齢課が福祉生活課から分離し、新設された。地域福祉高齢課によれば、この組織改編が公文書紛失の要因の可能性もあるとの回答であったが、理由にはならない。担当課だけでなく、全庁的に見直しを行い、「瑞穂市文書規程」並びに「ファイリング・システムの手引」に基づく文書管理の徹底と管理場所の整備を図るべきである。</p>

以上